速やかな手当金受け取りのためには 日頃からの伝票情報等の整理が重要です

家畜伝染病発生の際、速やかに手当金等の交付を受けるためには、 日頃から伝票情報等を整理・保管しておく必要があります。

家畜の評価に必要となる資料の一例

- 導入に要する費用が分かるもの
 - 導入日齢、導入日、品種、導入頭羽数、日齢、性別、価格が記載された伝票等が必要
 - 消費税額が分かる必要あり
- 生産に要する費用が分かるもの
 - 当該家畜の生産に係る伝票、およそ直近1年分が必要
 - ●飼養期間が短期間に限定されている場合は、生産に直接関係する伝票でも可能
 - ●生産物の製品化に要する費用については、生産にかかる費用として計上しない
 - 消費税額が分かる必要あり
- 出荷に要する費用が分かるもの
 - 種類毎におよそ直近1年分が必要
 - ●通常の平均出荷日齢を確認する必要がある
 - ●廃用時に販売価格がない場合についても、平均廃用日齢を算出するために必要
 - 消費税額が分かる必要あり

物品の評価に必要となる資料の一例

販売価格が分かるもの

MAFF

農林水産省

- 卵や堆肥の通常の販売価格、重量等が分かる資料が必要
- 実際に焼埋却した飼料等に係る伝票が必要
- 消費税額が分かる必要あり





農林水産省HP 「手当金の申請に係る必要書類の一覧」-

詳細については、農林水産省HPをご覧になるか、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。

京都府中丹家畜保健衛生所

TEL 0773-25-1860

